

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するために、大きく分けて以下のような措置が講じられている住宅を指します。

- ・長期に使用するための構造及び設備を有していること。（住宅性能評価の基準を引用）
- ・居住環境等への配慮を行っていること。
- ・一定面積以上の住戸面積を有していること。
- ・維持保全の期間、方法を定めていること。

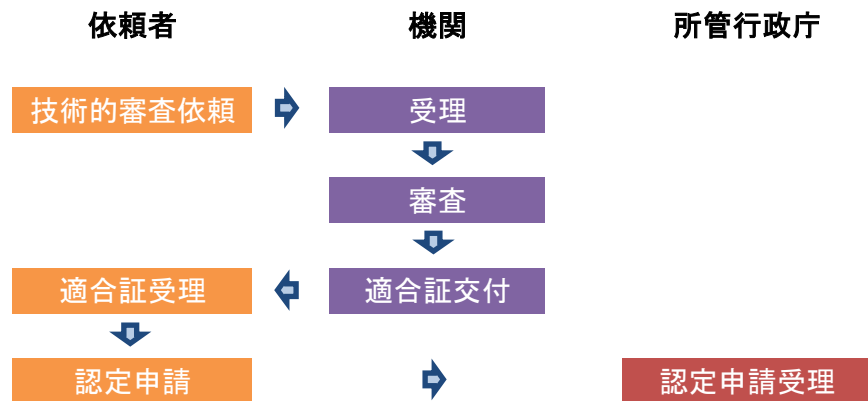
（都計法53条の許可物件については、認定がとれないケースがありますご注意ください。）

認定を受けたものは、住宅ローン減税、所得税の特別控除、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

審査対象建築物

全ての住宅

業務の流れ



※受理後着工可能となります。

他業務関連

・フラット35S金利Aプラン(耐久性・可変性)の適合証明書を取得することが可能。

講習会資料等

一般財団法人 住宅性能評価・表示協会のHP等より以下の内容が確認できます。

・各所管行政庁による技術的審査の活用範囲について [こちらから](#)

・参考資料等 [こちらから](#)

申請書類等

申請図書部数 正・副 又は 正・副・副

申請図書リスト

- ・技術的審査依頼書
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・認定申請書
- ・設計内容説明書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書(仕上表を含む)
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・用途別床面積表
- ・立面図
- ・断面図
- ・矩計図
- ・基礎伏図
- ・各階床伏図
- ・小屋伏図
- ・各部詳細図
- ・各種計算書(構造計算書、外皮計算書等)
- ・機器表、資料、カタログ等(機器の性能を確認できるもの)